奈良県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第三号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成二十一年十一月奈良県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第五号ソ中「、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務」を削る。

附　則

この規則は、平成二十三年六月三十日から施行する。